

北上市行政財産の使用許可規則の一部を改正する規則

北上市行政財産の使用許可規則（平成3年北上市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、北上市財産規則（平成6年北上市規則第9号）第17条及び北上市行政財産使用料条例（平成3年北上市条例第63号）第7条の規定により行政財産の使用許可及び使用料の徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（使用許可の期間）</p> <p><u>第8条 使用許可の期間は、1年以内の期間としなければならない。</u></p> <p><u>（使用料の徴収）</u></p> <p><u>第10条 許可財産の使用料の徴収は、北上市会計規則（平成6年北上市規則第7号）第15条の規定に準じ、納入通知書により行うものとする。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>4 使用料の額及び納入方法</p> <p>使用料の額は<u>金 円</u>とし、別に送付する納入通知書により納入すること。</p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、北上市行政財産使用料条例（平成3年北上市条例第63号）及び北上市財産規則（平成6年北上市規則第9号）に定めるもののほか、行政財産の使用許可及び使用料の徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（使用許可の期間）</p> <p><u>第8条 使用許可の期間は、1年以内の期間とする。ただし、土地に定着される工作物等で、使用許可の期間を1年以内とすることが実情に即さないと認められる場合は、5年以内の期間とすることができる。</u></p> <p><u>（使用料の徴収方法）</u></p> <p><u>第10条 許可財産の使用料は、前納しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第8条ただし書きの規定による許可の場合は、年度ごとに当該年度分を納入するものとする。</u></p> <p>。〃</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>4 使用料の額及び納入方法</p> <p>使用料の額は<u>金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）</u>とし、別に送付する納入通知書により納入すること。</p>

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。